

貴店の派遣コンパニオン等の利用方法は適正ですか？

派遣コンパニオン等を利用する場合には、以下の□全てにチェックが付く必要があります。

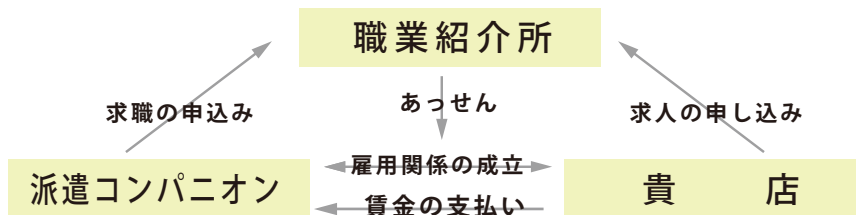
「職業紹介」により派遣コンパニオン等を利用する場合

□紹介所は厚生労働大臣の職業紹介事業許可を受けている

(例:00-ユ-000000 等の表記) ※TACは有料職業紹介事業<40-ユ-30379>の許可に基づき西日本全域の人材支援企業です。

□紹介所に対して求人の申込みを行い、派遣コンパニオン等を紹介され、貴店の派遣コンパニオン等が雇用関係を結んでいる。

□紹介所を経由することなく、派遣コンパニオン等に対して直接(手渡し、振込み等)賃金を支払っている。



無許可の事業者を使うことは出来ないで、まずは**職業紹介の許可を取得しているか**確認する必要があります！

そして、労働者を雇っているのは紹介所ではなく、**当店なので、賃金は直接支払わなければ！！**

インターネットでの企業名開示について

本年3月1日よりインターネットで、ナイトコンパニオンの派遣等についての許認可を厚生労働局より受けている企業名や組織名が公開されます。発注者(お店)が、違法な業者に違法と知らず発注して当局から取締を受ける等の防止ができるように行われるものです。是非ご利用下さい。

TACはこれからの時代も各店様に安心して御利用いただくことができるように、従来の一般派遣業許可に加えて業界初の有料職業紹介事業許可を取得、同じく業界唯一のプライバシーマークも取得致しております。今後更に安心安全な形でお役に立つよう努めて参ります。

「労働者派遣」により派遣コンパニオン等を利用する場合

□派遣事業者(派遣元)は、厚生労働者派遣事業許可を受けている。

(例:般00-000000 等の表記) ※TACは一般労働者派遣事業<般 40-300564>の許可に基づき西日本全域の人材支援企業です。

□労働派遣法に基づき、適切に労働者派遣契約を締結している。(※整備すべき書類などを完備している)

□派遣コンパニオン等に対する賃金は派遣事業者(派遣元)が支払っている。

(※雇用関係は派遣事業者(派遣元)と派遣コンパニオン等にありますが)

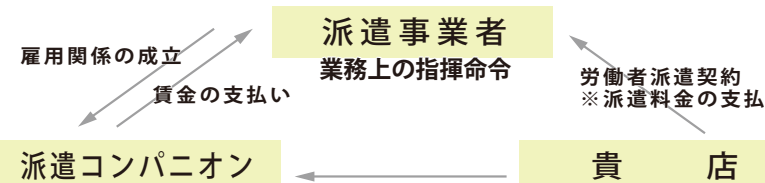
□派遣されるコンパニオン等を特定する行為(指名、事前面接等)を行っていない。

(※派遣される派遣コンパニオン等は派遣事業(派遣元)が採用決定するため、貴店は指名できません)

□通算して3年を超える期間について、派遣コンパニオン等の派遣を受け入れていない。

(※短期の契約であっても、3ヶ月を超える期間(クーリング期間)をあずけずに派遣を受け入れる場合は、期間が継続しているとみなされます。)

(※派遣事業者(派遣元)や派遣コンパニオン等を入れ替えたとしても、同一の場所の同一業務については、最初に派遣を受け入れた日から期間が通算されます。)



無許可の事業者を使うことは出来ないで、まずは**労働者派遣の許可を取得しているか**確認する必要があります！

そして、当社と事業者は派遣契約に基づき、**事業者が雇用している労働者を**当社の指揮命令の下、使用することになるな……と当局より指導

その他の留意点

□業務委託契約により行う場合

業務委託により業務を遂行する者に対し、発注者及び発注者の従業員が直接の指揮命令、指揮監督等を行う場合、**発注者及び請負業者双方ともが、職業安定法違反(労働者供給事業行為)及び労働者派遣法違反(偽装請負)に問われる可能性が高いためくれぐれもご留意願います。**